

「住宅リフォーム助成制度」創設、公契約条例へ現場労働者の意見反映をなど 建設業の振興と、建設労働者・職人の賃金・処遇の改善を！

・・・ 5月10日、熊本県建築労働組合のみなさんと一緒に、熊本市へ要望 ・・・

5月10日、熊本県建築労働組合による熊本市への「建設業の振興、建設労働者・職人の賃金・労働条件改善に向けた要請」が行われました。日本共産党市議団も同席し、共に改善を求めました。



【要望事項】

- 1、地域建設産業の振興と、建設労働者の・職人の賃金単価について
 - (1)建設現場労働者の実態調査を行い、年収600万円実現へ公共工事の設計労務単価引上げを国に働きかけること
 - (2)公契約条例の制定に向けて
 - ①検討委員会の構成や検討状況を明らかにすること
 - ②条例に「報酬下限額」を明記、福利費・時間外労務費の適正支給を図る
 - (3)建設業退職金共済制度の普及・徹底を図ること
 - (4)市として「住宅リフォーム助成制度」を創設すること
- 2、市民生活の改善について
 - (1)被災者生活再建支援制度のさらなる拡充を国へ働きかけること
 - (2)医療や介護・福祉の充実
 - ①新型コロナウイルスへの検査体制を拡充すること
 - ②医療・介護従事者の処遇改善を図ること
 - ③各種健診への助成拡充をすすめ、健康増進に努めること
 - (3)建設労働者のアスベスト被害と地域住民の曝露防止について
 - ①被害者の早期救済・被害根絶へ、専門医や医療機関を増やすこと
 - ②建設労働者のアスベスト被害の問題について広報すること
 - ③解体・改修工事での調査・除去費用の助成拡充を国へ求めること

＜参加者の声＞

- ・「公契約条例」には下請けも含めて現場の声を反映してほしい。
そのためにも下請け労働者を検討委員会メンバーに加えたり、声を聞く場をつくってほしい。
- ・物価や税・保険料負担などは増えているのに、賃金は上がらない。
下請けでも2省協定賃金が保証されるよう、「公契約条例」は急務。
- ・個人所有の建物でも景観形成のためには助成が行われている。それを広げて、「住宅リフォーム助成」をぜひ実施してほしい。
- ・「建設業退職金共済制度（建退共）」はもらっていない労働者も多い。
現場の貼付実態調査等を行い、適切な運用を徹底してほしい。
- ・リフォーム工事などでのアスベスト調査や除去費用の負担が大きいので、助成を拡充してほしい。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1368
2024年5月19日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

現場の声に応える市の積極的な回答は少なく、参加者からは「毎年、要請を粘り強く続けていこう」との決意を込めた感想が出されました。党市議団としても、要請内容を議会で積極的に取り上げ、実現に向けて取り組んで行きたいと思います。

障がい者が安心して就労できるように、報酬減額への対応を 福祉サービスの報酬改定で、「作業所の事業が継続できない」の声

国の報酬改定で、大幅な報酬減額の事業所が続出

3年に一度の見直しとなる「福祉サービス報酬改定」により、2024年4月から障がい者作業所の報酬が見直されました。

一部は高くなるものの、全般的に判定スコアが低くなり、その影響で、年間数百万円も減収になる事業も少なくないとみら

れ、事業所の存続すら厳しくなるところが多数出てくると思われ

れます。実情を聞いたA型作業所では、百万円単位で減収の見通しということで、「このままでは事業が継続できない」と、苦境を語られました。

収益性重視、稼ぐ事業所に手厚い「評価・報酬見直し」

(見直しの内容) *見直し内容に沿った点数配分の変更は下表
経営状況の改善や一般就労への移行重視した評価の見直し

- ・平均労働時間の長い事業所の点数を高く設定する
- ・生産活動収支が賃金を上回れば加点、下回れば減点する
- ・一般就労へつながる知識・能力向上に取り組んだ事業所は新たに加点
- ・経営改善計画を出さなければ減点する

【判定スコアの変更内容】	(現行)	(見直し後)
・1日の平均労働時間による評価	5~80点	5~90点
・売上と賃金の収支で評価	5~40点	-20~60点
・多様な働き方の状況で評価	0~35点	0~15点
・職員の支援力向上の状況で評価	0~35点	0~15点
・地域と連携した取組実施で評価	0~10点	0~10点
・(新) 経営改善計画の作成状況の評価		-50~0点
・(新) 利用者の能力向上の取組への評価		0~10点

障がい者の実態に合わない「報酬見直し」

平均労働時間が長いと点数が高くなりますが、障がい者が一律に長時間働くことは難しく、利用者の実態に合わせれば点数が下がります。同じく、収益の高い事業所は点数が高く、稼ぐ事業所に手厚い報酬です。

一方で、障がい者の実情に合わせた多様な働き方や職員の支援力向上などへの点数は低く抑

えられ、福祉事業としての内容充実に逆行するものです。

新たに評価に加わった経営改善計画作成は収益性の向上を目指すもので、利用者の能力向上への支援は、利用者をなるべく一般就労へと向けるものです。

いずれも、一人ひとり違った能力を持つ障がい者の実態に合ったものではありません。

作業所は「福祉」の現場、一人ひとりが輝ける就労の場に

「作業所」は、障がい者が利用する福祉の施設です。

一人ひとり違った障害を持ち、その力を十分に生かし、生きがいを持って就労できる「場」でなくてはなりません。

今回の報酬改定は、障がい者の実態を無視し、稼げる事業だけが生き残るような障がい者福祉へとゆがめるものです。

「福祉」にふさわしい報酬へ

報酬見直しは、事業所にとって存続にかかわる死活問題です。障がい者が生き生きと働ける場が提供できるような報酬へと、早急に改善することが求められます。

